

令和元年度 公文書開示状況（1月決定分） 生活文化局

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 拒 否 応 答	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R1. 12. 13	R1. 12. 27	生活文化局情報公開課 ① 倉田課長 ② 坂井田課長代理 両名は、誤送した「理由説明書（写）」の事実経緯等を説明・謝罪するために令和元年〇月〇日及び〇月〇日2回にわたり〇〇にて面会の上、経緯説明を書面にて行いました。 1 その際に説明した公文書 2 同決裁文書（最終決裁者記載のもの） 3 両面会后報告した際の報告書						1		1								本件開示請求に係る公文書の存否を応答するだけで、東京都情報公開条例に規定する以下の非開示情報を開示することとなるため、東京都情報公開条例第10条に基づき、本件請求内容に係る公文書の存否を明らかにすることができない。 (7条3号) 特定事案に関し、特定の日に、都と話し合いを行った法人等団体があるか否かを明らかにすることとなり、当該法人等団体の活動内容が明らかとなり、当該法人等団体の競走上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報を公にすることとなるため	生活文化局広報広聴部情報公開課
2	R1. 12. 26	R1. 12. 27	特定非営利活動法人〇〇の平成〇年〇月〇日付定款変更認証申請書類	1		1					1	1							(7条2号) 議長及び議事録署名人の氏名については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため (7条4号) 印影については、公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化局都民生活部管理法人課
3	R1. 12. 24	R2. 1. 8	宗教法人〇〇規則	7		1					1								(7条2号) 責任役員の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため	生活文化局都民生活部管理法人課

令和元年度 公文書開示状況（1月決定分） 生活文化局

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
4	R1.12.25	R2.1.8	「GW期間終了後、バンクシーの絵とされるものを保管、移動させる費用、運搬先などがわかる文書」のうち、保管費用に係る文書				1												平成31年4月25日から令和元年5月8日まで展示した後は都庁内で保管しており、展示後の保管費用に係る文書を作成又は取得していないため	生活文化局文化振興部企画調整課
5	R2.1.6	R2.1.8	学校法人〇〇の直近決算の財産目録	5	1						1								(7条3号) 基本財産及び運用財産の明細及び金額等については、開示により法人の財産状況を相当程度具体的に把握することが可能となり、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため	生活文化局私学部私学行政課
6	R2.1.6	R2.1.14	特定非営利活動法人〇〇の平成〇年〇月〇日付特定非営利活動法人設立認証申請書類外4件（ただし、閲覧対象の文書を除く。）	51	1					1	1							(7条2号) 出席者等の氏名及び監事等の住所又は居所については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため (7条4号) 印影については、公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化局都民生活部管理法人課	
7	R1.12.27	R2.1.14	宗教法人〇〇の事務所備付け書類の写しの提出について（令和〇年〇月〇日收受）	6	1					1	1	1		1				(7条2号) 責任役員等の氏名、生年月日、住所等については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため (7条3号) 普通財産の数量及び金額等については、宗教法人の事業活動に関する情報であり、宗教行為及び信仰に関連する情報が含まれているため、公にすることにより当該法人の権利その他利益が損なわれると認められるため (7条4号) 印影については、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められるため (7条6号) 支出の部並びに収入の部における各科目欄の記載事	生活文化局都民生活部管理法人課	

